

国民健康保険料の保険料率が決まりました

国民健康保険（国保）は、加入者（被保険者）のみなさんから納めていただいた保険料と国・県からの交付金等によって、病気やケガをしたときに保険給付を行う制度です。

保険料率とは、保険料を計算するときに用いられるものです。近年、国保の財政運営が厳しい状況が続いているなかで、加入者のみなさんがこれからも安心して医療を受けられるよう、持続可能な国保財政の運営を行うため、毎年度、保険料率の見直しを行っています。令和8年度については、改定を行わず、下記のとおり保険料率が決まりました。また、「子ども・子育て支援金分（子ども分）」については、加入する医療保険を通じて納付していただく仕組みとなるため、令和8年4月分から国民健康保険料と合わせてご負担いただくことになります。

☎ 保険年金課 (☎ 82-1179)

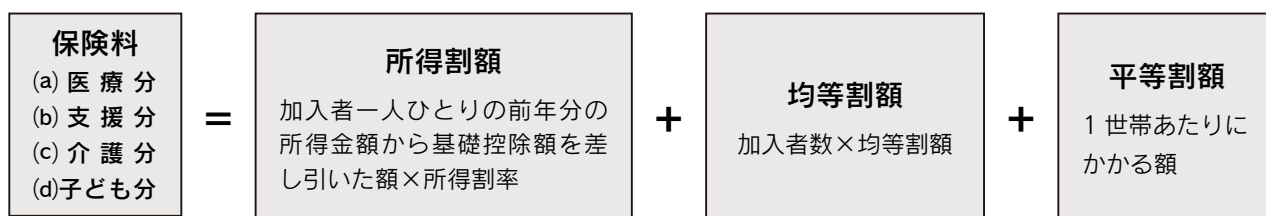
令和8年度国民健康保険料率

区分	医療分	後期高齢者支援分	介護分 (40～64歳の人のみ)	子ども分
所得割	8.3%	2.8%	2.4%	0.3%
均等割	23,400円	8,000円	7,700円	1,156円* 18歳以上は+75円
平等割	21,000円	7,100円	5,100円	988円
賦課限度額 (1世帯あたりの年間保険料の限度額)	670,000円	260,000円	170,000円	30,000円

*子ども（18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である人。高校生年代まで）については、均等割額が全額軽減されます。

国民健康保険料の算定方法

保険料は、医療分、後期高齢者支援分、介護分、子ども分の合算で、それぞれの所得割額、均等割額および平等割額を合計して算定します。世帯に加入者が2人以上いる場合は、加入者一人ひとりの保険料を合算し、世帯主に賦課します。



保険料軽減制度

①均等割・平等割の軽減措置（申請手続不要）

世帯の前年分の所得金額が一定基準以下の場合、「均等割」と「平等割」が2割から7割軽減されます。該当する人には軽減後の納入通知書を送付します。

※前年分の所得の申告をしていることが必要です。

②未就学児の均等割の軽減措置（申請手続不要）

子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、未就学児の均等割の2分の1を軽減します。

③特別な事情による減免

災害や失業等により生活が著しく困難になった人は、保険料の減免を受けられることがあります。減免の条件がありますので、詳しくは保険年金課までご相談ください。

国民健康保険料の納付は口座振替でお願いします

Pay-easy（ペイジー）を利用して、市の窓口で簡単に口座振替の手続きをすることができます。



納付に行く必要や納付忘れもないため、おすすめしています。

【受付窓口】

保険年金課、山陽総合事務所

【必要なもの】

本人確認書類、キャッシュカード
 ☎ 保険年金課 (☎ 82-1177)